

## 免許用写真の基準

### 1 基本事項

道路交通法施行規則第17条第2項第10号に規定される要件

- ・ 申請前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽（免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）
- ・ 正面
- ・ 上三分身
- ・ 無背景
- ・ 縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル
- ・ 裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

を満たすものであることを前提とし、かつ、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本とする。

### 2 具体的判断基準

#### (1) 無帽

- ・ ヘアーバンドの使用は、その形態によるが、一般的にはそのことをもって個人識別に支障があるとは考えられないことから許容できる。
- ・ かつらを使用している者や髷まげを結っている者など、それがその者の日常生活の容姿である場合は許容できる。
- ・ 宗教上又は医療上の理由がある者については、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を帽子、布等で覆うことを認める。

#### (2) 正面

ほぼ正面に近い状態であって、個人識別が容易にできるものであれば許容できる。

#### (3) 上三分身

おおむね胸から上のものとし、顔のみのものや上半身のものは、要件に著しく合致しないことから許容できない。（免許証作成装置の仕様上、人物の頭上から写真上端まで2～3mm程度空いていることを必要とする。）

#### (4) 無背景

無背景でも、背景の色が極端な原色（赤、黒等）のものや、顔の輪郭、衣類などが背景と同化しているもので、個人識別に支障があるものは許容できない。

#### (5) その他

##### ア 顔の表情等

- ・ 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別に支障があるものは許容できないが、微笑んでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は許容できる。
- ・ 整形手術等により、現在の容姿と著しく違うものは許容できない。
- ・ ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、一般的には個人識別に支障はないと考えられ許容できる。

##### イ 眼鏡等の使用

- ・ 眼鏡、コンタクトレンズ等（視力の矯正を目的としないものを含む。）を使用している者については、眼鏡等の条件がない場合でも、その者がそれを日常生活の形姿としているときには許容できるが、レンズの色が極端に濃い、レンズに光が反射している、瞳の大きさが著しく変わるなどにより、個人識別に支障がある場合は許容できない。
- ・ その他、合成写真や加工、修正したことが明らかなもの、不鮮明であったり画質の粗いもの、傷、汚れ、色落ち、しわがあるものなどで、個人識別に支障があるものは許容できない。

##### ウ 用紙の材質

写真用紙以外に印刷されているものは許容できない。